

学校法人創価大学における公益通報に関する規程

平成19年11月12日規程第354号

(目的・対象)

第1条 この規程は、学校法人創価大学（以下「本学」という。）における公益通報（以下「通報」という。）の処理体制及び公益通報者の保護その他通報に必要な事項を定める。

2 この規程の定める通報の対象は、次の各号に掲げる事実とする。

(1) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に定める通報対象事実

(2) 本学における教育活動、研究活動又は業務運営にあたってなされた不正の事実

(通報の方法及び窓口)

第2条 通報の方法は、書面、電話、電子メール及び口頭等による。

2 本学における通報窓口は、本学教職員については内部監査室、その他の者については総務部とする。

3 通報窓口は、本学教職員及び学生へ周知徹底するとともに、本学ホームページで公表する。

(通報処理委員会)

第3条 本学に、通報の受理又は不受理を決定するため通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 常任理事会で選出された役職者 1名

(2) 本部事務局長及び大学事務局長

(3) 総務部長

(4) 内部監査室長

3 委員長は、前項第1号の委員をもって充て、議長として委員会の議事を運営する。

4 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(通報の受理等)

第4条 通報窓口は、通報を受けた場合、速やかに委員長に報告するものとする。

2 委員長は、前項の報告を受けたときは委員会を招集し、当該通報の受理又は不受理を決定する。

3 委員長は、受理を決定したときは、常任理事会に速やかに報告するものとする。

(調査等)

第5条 常任理事会は、必要に応じて調査委員会を設置し、通報内容について調査を行うものとする。

- 2 調査委員会の委員は、常任理事会において、本学教職員の中からその都度選任する。
- 3 調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮しなければならない。
- 4 教職員は、調査の実施上必要な協力を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(調査結果の報告及び通知)

第6条 調査委員会は、調査結果を常任理事会に報告するとともに、当該通報者に通知するものとする。

(是正措置)

第7条 常任理事会は、調査の結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置を講じたときは、通報者にこれを通知するものとする。

(秘密保持)

第8条 通報処理委員会及び調査委員会の委員、その他通報処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通報者等の保護)

第9条 本学は、通報者及び調査協力を行った者に対して、通報及び協力したことを理由として、解雇その他不利益な扱いをしてはならない。

- 2 本学教職員が、通報者及び調査協力を行った者に対して、不利益な扱いや嫌がらせ等を行った場合は、本学就業規則等に従って厳正に処分する。

(不正目的の通報)

第10条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する目的で通報してはならない。

- 2 本学は、前項の通報を本学教職員が行った場合は、本学就業規則等に従って厳正に処分を行い、その他の者が行った場合は、相当の措置を講ずるものとする。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、総務部が担当する。

附 則

この規程は、平成19年11月12日から施行する。